

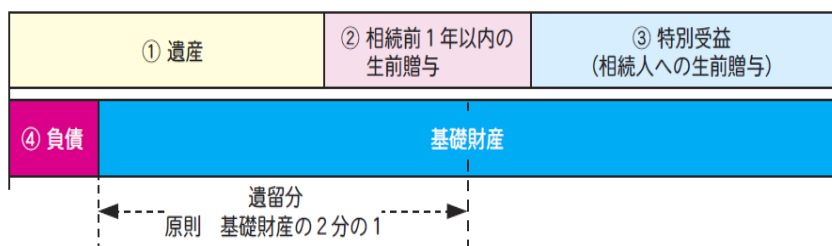
遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権へ

平成30年の民法（相続編）の改正において、遺留分制度の見直し（平成31年7月1日施行）が行われました。そこで、遺留分制度の改正の概要と、改正によって相続実務がどのように変わるのかについて解説します。

1. 遺留分制度の概要

遺言書は遺言者が自由に書くことができますが、民法は、兄弟姉妹以外の相続人に最低限度の相続分として、遺留分制度を設けています。遺留分とは、被相続人の一定の近親者のために法律上留保しなければならない相続財産のうち一定の割合のことをいいます。この遺留分を侵害した贈与や遺贈などの無償の処分は、法律上当然に無効となるわけではありませんが、遺留分権利者が遺留分に関する権利の行使によって、遺留分を請求することができます。

【遺留分権利者が配偶者や子などである場合の遺留分の計算の図表】



(注1) 相続開始前1年前の日より前にした贈与でも、契約当事者が遺留分権利者に損害を与えることを知って行ったものは算入されます（民法第1030条）。

(注2) 改正後は、生前贈与が相続人に対して行われ、それが特別受益に該当する場合でも、原則として10年以内の贈与に限る遺留分算定基礎財産に含まれます。（民法第1044条）。

2. 遺留分制度改正の概要

① 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直しでは、遺留分侵害額請求権の行使について、遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる（民法1046条①）こととしました。

② 遺留分の算定方法の見直しでは、遺留分を算定するための財産の価額に関する規律のうち、相続人に対する生前贈与は、相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）を、遺留分を算定するための財産の価額に算入する（民法1044条③）こととしました。

なお、相続人以外の者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする（民法1044条①）こととしました。

3. 遺留分侵害額請求権

遺留分侵害額請求権とは、遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することです。この意思表示は、相続開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈のあったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときは、することができなくなります（民法第1048条）。

遺留分侵害額＝遺留分の額－遺留分権利者が受けた特別受益（※）－遺留分権利者が取得すべき具体的相続分＋遺留分権利者が負担する債務の額

（※）ここでの特別受益は、相続開始前10年以内かどうかを問わず、特別受益に該当する生前贈与はすべて含まれます。

4. 相続実務への影響

① 遺留分減殺請求によって生ずる権利（遺留分侵害額請求権）は金銭債権とされたことから、共有物分割訴訟は起きなくなることを期待されます。

② 相続人に対する贈与については、相続開始前の10年間にされたものに限り、原則として算入することとされ、時間の経過とともに法的安定性は高まることを期待できます。

なお、遺留分減殺請求に係る改正であることから、遺言書が残されていない場合には、相続人に対する特別受益の計算は、相続開始前に行われたものについてはすべてみなし相続財産として計算することになります。

③ 改正前は、遺留分権利者から減殺請求が行われた場合、遺言執行者は遺留分権利者の承諾を得ない限り、遺言執行を強行することはできません。これは、「遺留分権利者の権利は遺言者の意思に優越する」とされていたからです。しかし、改正後は、遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権（金銭債権）とされたことから、遺留分侵害額の請求の意思表示がされても、遺言執行を行うことは差し支えないこととなります。（文責：山本和義）